県庁舎の位置のあり方について

1 県庁舎の位置として考慮すべき事項

(1) 地方自治法

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

- 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとすると きは、条例でこれを定めなければならない。
- 第2項 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、<u>住民の利用に</u> 最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮 を払わなければならない。

(2) 考慮すべき事項

①交通アクセス性

- ・ 県下各地の県民の利便性
- ・県内市町、国・他府県からの利便性
- ・職員の通勤利便性

②官公署・民間企業等の集積度

- 国機関(地方整備局、地方労働局、財務事務所等)
- ・県関係団体及び業界団体(福祉関係、商工関係、農林関係等)
- ・インフラ事業者(関西電力、大阪ガス、水道、NTT、民間企業等)
- ・県行事の開催場所(ホール、会議室等)

③災害(地震、津波、土砂災害等)に対する安全性

- ・発災時の活動拠点としての安全性
- ・発災時の人員・物資の緊急輸送の迅速性

④立地環境 等

・ 周辺環境と調和のとれた都市基盤の集積

資料2

2 神戸市外への県庁機能の移転可能性

神戸市外へ県庁機能の移転を検討する場合には、本庁舎、議場、災害対策センター、公 社館などの庁舎等に加え、諸行事を開催する県公館、県民会館など関係施設を一体的に移 転し、県行政の推進を図る拠点として、必要な機能を集積する必要がある。

区分	現在地で再整備	神戸市外への移転
敷地面積	約 27,000 ㎡	約 70,000 ㎡
移転対象施設(県関係施設)	①本庁舎 ②議場 ③県民会館	①本庁舎②議場③災害対策センター④災害待機宿舎(諏訪山、下山手、北長狭、湊川)⑤公社館⑥県公館⑦県民会館等
整備延床面積	約 100,000 ㎡	約 150,000 ㎡
整備費(解体費を含む)	約 650~700 億円	約 1,100 億円+用地取得費
期間	約 10 年	約 15 年~20 年
交通アクセス性	・徒歩圏にJR駅、市営地下鉄駅があり、神戸空港、阪神高速新神戸トンネル、神戸港等にも近接するなど、県内外への移動が容易・本庁舎勤務職員の市内在住5割	
官公署・民間企業等の集積度	国機関:中央区37機関 (神戸市内76機関) 県関係団体:県庁周辺178団体 民間事業者:中央区23千社 (神戸市内70千社)	現在地と同等の環境 を有する県有地はな く、新たな土地取得 を要する。
災害に対する安全性	南海トラフ地震想定震度 震度 5 強 緊急輸送道路 山手幹線 (片側 2 車線)	_
立地環境 等	相楽園など緑豊かな閑静な都市空間	_

(参考) 現地に立地した経緯

(1) 第 3 代県庁舎

国内事務に加え、外国事務の一体的実施のため、明治 6 年に坂本村から居留地に近い現地に移転。

(2) 第 5 代県庁舎(1 号館)

当時11箇所に分散していた県庁舎の集約・合理化を図るため、①現在の位置、②大倉山、③相楽園、④東遊園地、⑤磯上公園の5案に絞り込みのうえ検討。

公園代替地の確保が困難なことや公園整備に多額の費用が必要であること等を踏ま え、昭和41年に現在の第1号館が新築。

1 元町山手地区の成り立ち

雑 居 地 明治元年、居留地整備が遅れたため、外国人住居地として、生田川以西、宇治川以東、山麓まで「雑居地」

こ指定

山手道路 明治6年、中山手通、下山手通等の

山手新道を整備。明治22年拡幅

CARTICLE 10 年に山手線が開通

昭和46年に全路線が廃止

東海道線 明治7年鉄道敷設、三宮駅(現元町

駅)設置。昭和6年高架化にともな

い三宮駅を元町駅に名称変更

戦災復興事業 戦災復興事業として山手幹線整備

2 兵庫県庁舎の変遷

明治元年 初代県庁舎を設置(兵庫区切戸町)

" 第2代県庁舎を設置(坂本村(現神

戸地方裁判所)

明治6年 第3代県庁舎として、山手地区のオ

ランダ領事のコルトスハウス邸を

購入し、移転・活用

明治35年 第4代県庁舎 (現公館) を、下山

手において現地建替

昭和41年 第5代県庁舎として1号館を整備

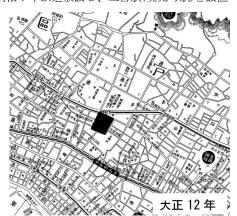
昭和45年 2号館を整備

平成2年 3号館を整備

[参考:元町山手地区の市街地の変遷]



- ・居留地周辺に工場等が立地し、徐々に市街地が形成
- ・明治6年県庁舎を山手に移転。山手新道を整備
- ・明治7年鉄道敷設し、三宮駅(現元町駅)を設置



・大正 10 年に県庁舎前経由の路面電車山手線が開通 ・昭和6年に東海道線が高架化され、三宮駅を元町駅 に名称変更し、加納町に新たに三宮駅を設置

- 明治 26 年
- ・明治22年、第2次山手新道として道路拡幅整備 ・明治20年電灯事業開始、明治30年代に水道敷設



- ・戦災、近代的な市街地として復興するため、新しい土地利用計画と街路や公園等の整備が計画
- ・県庁舎周辺では、幅員 36mの山手幹線が整備